

○八王子市心身障害者福祉手当支給条例

昭和49年4月1日

条例第25号

改正 昭和49年9月20日条例第58号 昭和50年9月22日条例第44号
昭和51年4月1日条例第36号 昭和52年3月31日条例第12号
昭和53年3月31日条例第15号 昭和55年3月31日条例第17号
昭和56年3月31日条例第15号 昭和57年3月31日条例第12号
昭和58年3月31日条例第8号 昭和59年6月20日条例第19号
昭和60年3月30日条例第6号 昭和61年3月31日条例第9号
昭和62年3月27日条例第10号 昭和63年3月30日条例第13号
平成元年3月31日条例第17号 平成2年3月31日条例第20号
平成3年3月30日条例第15号 平成4年3月31日条例第12号
平成5年3月31日条例第10号 平成6年3月31日条例第17号
平成7年3月30日条例第14号 平成8年3月29日条例第13号
平成11年3月1日条例第2号 平成12年6月27日条例第46号
平成14年3月27日条例第24号 平成29年12月6日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、身体上又は精神上の障害のため日常生活に著しい支障のある者に対し、心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(支給要件)

第2条 手当は、市内に住所を有する年齢20歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「障害者」という。）に支給する。ただし、障害者となつた年齢が65歳以上の者及び障害者となつた年齢が65歳未満の者で65歳に達する日の前日までに認定の申請を行わなかつたもの（市規則で定める事由により申請を行わなかつた者を除く。）には、支給しない。

- (1) 知的障害者であつて、知的発達の遅滞の程度が中度以上であるもの
- (2) 身体障害者であつて、身体の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、2級以上であるもの
- (3) 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の状態にある者

2 前項の規定にかかわらず、障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。

(1) 前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、市規則で定める額を超えるとき。

(2) その者の八王子市児童育成手当支給条例（昭和46年八王子市条例第39号）に定める保護者が、その者に係る同条例に基づく障害手当を受給しているとき。

(3) 市規則で定める施設に入所しているとき。

3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、市規則で定める。

（手当の額）

第3条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、1万5,500円とする。

（受給の申出）

第4条 障害者が手当の支給を受けようとするときは、市長に申し出て、受給資格の認定を受けなければならない。

（受給資格の認定）

第5条 市長は、前条の規定による申出があつたときは、受給資格を認定し、その旨を申出者に通知するものとする。

（支給の期間）

第6条 手当の支給期間は、受給資格の認定の申出を受けた日の属する月から受給資格を失った日の属する月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。

(1) 東京都の区域内の特別区又は他の市町村においてこの条例による手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月から起算して3月以内に受給資格の認定の申出があつたとき 当該同種の手当が支給された最後の月の翌月

(2) 災害その他やむを得ない事由により受給資格の認定の申出をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申出があつたとき 当該事由により受給資格の認定の申出をすることができなくなつた日の属する月（東京都の区域内の特別区又は他の市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けた場合は、当該手当を受けた最後の月の翌月）

(支払時期)

第7条 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの月の前月までの分を支払う。
ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(受給資格の消滅)

第8条 受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号の一に該当したときは、当該受給資格は消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する支給要件を備えなくなつたとき。
- (3) 手当の受給を辞退したとき。

(認定の取消等)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により受給資格の認定又は手当の支給を受けた者があるときは、当該認定を取り消し、又はその者にすでに支給した手当の全部若しくは一部を返還させることができる。

(届出)

第10条 受給者は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 第8条第2号及び第3号に該当したとき。
- (3) 前各号のほか、市規則で定める事項に該当したとき。

(受診の指示)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、受給者の障害の程度につき、判定を受けるよう受給者に指示することができる。

(状況調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、受給者又は同居の親族に対し、生活状況等について報告を求め、又はこれらの調査を行うことができる。

(申請等の代行)

第13条 第4条に規定する申出及び第10条に規定する届出は、当該行為を行おうとする者に代つて、その者の父若しくは母又は父母がないか若しくは父母が介護しない場合においてはその者を介護している者が代つて行うことができるものとする。手当の受領に関する行為についても、また同様とする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

(八王子市重度心身障害者見舞金支給条例の廃止)

2 八王子市重度心身障害者見舞金支給条例(昭和48年八王子市条例第15号)は、廃止する。

(経過措置)

3 昭和49年4月1日から同年6月30日までの間に手当の支給要件に該当するに至った者が、同年7月31日までに第4条の認定の申出をしたときは、第6条の規定の適用については、手当の支給要件に該当するに至った日において認定の申出があつたものとみなす。

附 則(昭和49年9月20日条例第58号)

1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

2 昭和49年9月以前の月分として支給すべきこの条例による改正前の八王子市重度心身障害者福祉手当支給条例(以下「旧条例」という。)の規定による手当の支給については、なお従前の例による。

3 旧条例第5条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者であつて、この条例による改正後の八王子市中心身障害者福祉手当支給条例(以下「新条例」という。)による手当の支給を受けることができる者は、新条例による受給資格の認定を受けたものとみなす。

4 この条例の施行の日から昭和50年2月28日までに受給資格の認定の申出をした者については、昭和49年10月1日に新条例第2条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に申出があつたものとみなす。

附 則(昭和50年9月22日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月分の手当から適用する。

附 則(昭和51年4月1日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年10月分の手当から適用する。

附 則(昭和52年3月31日条例第12号)

1 この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

2 昭和52年9月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年3月31日条例第15号）

- 1 この条例は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 昭和53年9月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年3月31日条例第17号）

- 1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。
- 2 昭和55年9月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月31日条例第15号）

- 1 この条例は、昭和56年10月1日から施行する。
- 2 昭和56年9月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月31日条例第12号）

- 1 この条例は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 昭和57年9月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月31日条例第8号）

- 1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。
- 2 昭和58年9月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年6月20日条例第19号）

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 昭和59年9月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月30日条例第6号）

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 昭和60年9月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年3月31日条例第9号）

- 1 この条例は、昭和61年10月1日から施行する。
- 2 昭和61年9月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月27日条例第10号）

- 1 この条例は、昭和62年10月1日から施行する。
- 2 昭和62年9月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月30日条例第13号）

- 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 昭和63年9月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日条例第17号）

- 1 この条例は、平成元年10月1日から施行する。
- 2 平成元年9月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月31日条例第20号）

- 1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 平成2年9月以前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月30日条例第15号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月以前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月31日条例第12号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年3月以前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月31日条例第10号）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月以前の月分の老人福祉手当の額及び心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の八王子市老人福祉手当支給条例第5条の規定に基づき老人福祉手当の受給資格の認定を受けた者であつて、第2条の規定による改正後の八王子市中心身障害者福祉手当支給条例（以下「新心身障害者福祉手当支給条例」という。）による心身障害者福祉手当の支給を受けることができるものは、新心身障害者福祉手当支給条例第5条の規定による受給資格の認定を受けたものとみなす。

附 則（平成6年3月31日条例第17号）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月以前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月30日条例第14号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月以前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月29日条例第13号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月以前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月1日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月27日条例第46号）

改正 平成14年3月27日条例第24号

- 1 この条例は、平成12年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正前の八王子市中心身障害者福祉手当支給条例（以下「改正前の条例」という。）により施行日の前日の属する月の分（以下「前月分」という。）の心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）又は東京都の区域内の特別区若しくは他の市町村（以下「他区市町村」という。）において、改正前の条例による手当と同種の手当で前月分のものの支給を受けた者については、この条例による改正後の八王子市中心身障害者福祉手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項ただし書の規定にかかわらず、手当を支給する。
- 3 他区市町村に住所を有していた者のうち引き続き八王子市の区域内に住所を有することとなったもので、他区市町村において改正前の条例による手当と同種の手当の支給を受けていたものについては、改正後の条例第2条第1項ただし書の規定にかかわらず、手当を支給する。

附 則（平成14年3月27日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年8月1日から施行する。ただし、第1条の規定中同条第2項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする部分は平成14年6月1日から、第2条の規定及び附則第4項から第6項までの規定は平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成14年7月以前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。
- 3 八王子市老人福祉手当支給条例（昭和46年八王子市条例第19号）第2条の規定に基づき平成12年7月分の老人福祉手当の支給を受けた者のうち、65歳に達する日の前日までに身体の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表（以下「障害程度等級表」という。）の4級若しくは3級となった身体障害者又は知的発達の遅滞の程度が軽度となった知的障害者（脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の状態にある者を除く。）については、平成18年3月31日までの間は、なお、この条例による改正前の八王子市中心身障害者福祉手当支給条例の規定に基づき、心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）を支給する。

（八王子市中心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 八王子市中心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例（平成12年八王子市条例

第46号。以下「平成12年改正条例」という。)の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

(平成12年改正条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正前の平成12年改正条例附則第4項の規定により平成15年3月分の手当の支給を受けた身体障害の程度が障害程度等級表の4級若しくは3級である身体障害者又は知的発達の遅滞の程度が軽度である知的障害者(脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の状態にある者を除く。)で、引き続き支給資格を有するものについては、次の表の左欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の右欄に掲げる手当月額を支給する。

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間	15,500円
平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間	10,000円
平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間	5,000円

- 6 附則第4項の規定による改正前の平成12年改正条例附則第4項の規定による平成15年3月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年12月6日条例第26号抄)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。
- 4 第3条の規定による改正後の八王子市心身障害者福祉手当支給条例第2条第2項第1号の規定は、平成31年8月以後の月分と同条例の規定による心身障害者福祉手当の支給要件について適用し、同年7月以前の月分の当該心身障害者福祉手当の支給要件については、なお従前の例による。